

【いじめ防止に向けた学校の方針】

- ①あらゆる教育活動を通じ、**だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくり**を目指す。
- ②生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、生徒の発達段階に応じて**いじめを防止する取組が実践できる**よう指導、支援する。
- ③**いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識**し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④**いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている生徒を守り抜くことを表明**し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、**学校組織をあげて生徒一人一人の状況の把握**に努める。

【いじめ防止等の対策のための組織の設置】

本校は、複数の教職員等によって構成される「生徒指導委員会」を組織する。

構成メンバーは、校長・副校長・教務主任・生徒指導主事・学年主任（必要に応じて上記以外の職員の参加もあり得る）とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

未然防止

- ①心の教育の充実
- ②朝読書の取組
- ③学習環境の整備
- ④生徒指導の四視点を生かした
人間関係・学校風土づくり
- ⑤生徒会の活性化
- ⑥スクールカウンセラーの活用
- ⑦校内におけるいじめ防止研修の実施



早期発見

- ①いじめ・学校不適應相談窓口
の充実
- ②アンケート及び
面談におけるいじめ調査
- ③保護者への意識啓発

早期対応

- ①速やかな報告と情報の共有
- ②いじめを受けた生徒を最優先
- ③迅速な調査
- ④関係機関との連携

【いじめの解消】 次の2つの要件を満たすこと。

- ① 少なくとも3か月間、いじめに係る行為が止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【重大事態の報告】 学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。